

調達管理番号：20a01009

国名：モザンビーク国

担当部署：経済開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：モザンビーク国漁業振興のための情報収集・確認調査（沿岸漁業開発）

1. 担当業務、格付等

(1) 担当業務：沿岸漁業開発

(2) 格付：3号

(3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

(1) 全体期間：2021年2月下旬から2021年5月下旬まで

(2) 業務M/M：現地 1.50M/M、国内 0.40M/M、合計 1.90M/M

(3) 業務日数：国内準備 5日 第1次現地調査 45日 整理期間 3日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

(1) 簡易プロポーザル提出部数：1部

(2) 見積書提出部数：1部

(3) 提出期限：2021年1月27日（水）（12時まで）

(4) 提出方法：電子データのみ

専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)

◇ 提出方法等詳細については JICA ホームページ内の以下をご覧ください。

業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き（PDF/352KB）

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2020.pdf

なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

◇ 評価結果の通知：2021年2月12日（金）までに個別通知
提出されたプロポーザルを JICA で評価・選考の上、契約交渉順位を決定します

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

(1) 業務の実施方針等： (30点)

①業務実施の基本方針 26点

②業務実施上のバックアップ体制等 4点

(2) 業務従事予定者の経験能力等： (70点)

①類似業務の経験 33点

②対象国又は同類似地域での業務経験 20点

③語学力 5点

④その他学位、資格等 12点

(計100点)

類似業務	水産開発に係る各種調査（沿岸漁業開発に係る業務を高く評価する）
対象国／類似地域	モザンビーク／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

モザンビーク共和国（以下「モザンビーク国」という。）は、人口 2,949 万人（2018 年）を有し、アフリカ大陸で第 3 位の 2,700 km に及ぶ海岸線でインド洋に面しており、578,986 平方キロメートルの排他的経済水域（EEZ）と 13,000 平方キロメートルの内水域を保有している。3 つの天然の良港を有し、豊富な海洋資源に恵まれている。しかし一方で一人当たりの GNI は 480 ドル（2019 年、世銀）で低位低所得国に分類されており、また、水産セクターは GDP の 2.3% を占めるにすぎず、漁業人口（約 420,000 人）のうち 80% は零細漁民であり、豊富な海洋資源が経済開発に活かされていない。さらに沿岸部及び海洋の環境は、気候変動の影響による過剰搾取、生息地喪失、海洋汚染、海岸浸食のリスクにさらされており、更なる海洋の環境悪化や沿岸部コミュニティの生計悪化が地域経済に対する負の影響を与えている。

当国における経済開発は、天然資源開発及び農業セクターが担っているが、村落部の居住者（人口の約 67%）にとって必ずしも持続的な開発成果をもたらしていないことから、経済政策の再構築と経済活動の多様化が求められており、開発可能性のある分野として、水産セクターの振興が期待されている。

そこでモザンビーク政府は近年、海洋関連の政策及び戦略を策定するとともに、海洋・内水・漁業省（MIMAIP、以下、「漁業省」という。）やブルーエコノミー開発基金（ProAZUL、以下「ProAZUL」という。）といった政策実施機関を設置するなど水産開発に着手している。同国政府が打ち出した「水産セクターマスタープラン 2010-2019 (Plano Director das Pescas, 2010-2019)」では、水産部門の課題として同セクターが保有する潜在的可能性が十分に開発されていない点が挙げられており、国民に対する水産物供給率の低さ、社会経済開発（特に貧困削減）への貢献度の低さ、国際収支（Balance of Payments）への貢献度の低さ、貧困状態に留まっている零細漁民及び小規模養殖従事者のコミュニティに対する行政側の不十分な施策がその理由として述べられている。沿岸部では、Centro de Pesca（セントロ・デ・ペスカ）と呼ばれる各地域の漁業の中心となる場所を拠点として零細漁民による小規模な伝統的漁業が営まれているが、漁業インフラの不足、漁具・漁法、水揚げ後の選別・計量・保存・統計データ収集、加工・流通、行政や零細漁民に対する人材育成など様々な点で問題を抱えたままとなっている。当国政府としては、特に漁業人口の大部分を占める零細漁民への生計向上支援、及び食料安全保障への貢献という観点から、早急に水産セクターの開発を進めたいと考えている。

他方、我が国のモザンビーク国に対する近年の主な水産分野での協力実績は、2012 年～2015 年無償資金協力「マプト魚市場建設計画」及び個別専門家「魚市場運営管理・水産物衛生改善」に限られている。

本調査は、モザンビーク国沿岸域全域を対象に、水産セクターの概況や課題について把握した上で、今後の協力の可能性の検討や協力戦略の作成に必要な情報の収集・分析を行うことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る以下の情報の収集・整理を行う。また、本業務従事者は、他の課題を担当業務とする業務従事者や調査団員が作成する報告書（案）を含めた報告書（案）全体の取りまとめに協力する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2021 年 2 月下旬）

- ア. 担当分野に係るモザンビーク国の水産事情やこれまでの我が国の協力の成果・教訓を把握（関連報告書等の資料・情報の収集・分析）の上、現地調査で収集すべき情報を検討し、調査項目案（調査先機関を含む）、業務計画及び報告書目次案とモザンビーク側関係機関に対する質問票（案）（英文）を作成する。

- イ. JICA 経済開発部や他の団員との協議の上で調査計画案（和文、英文）の作成に協力する。併せて、モザンビーク事務所にもデータを送付する。
- ウ. 対処方針会議に参加する。

(2) 現地業務期間（2020年3月上旬～4月中旬）

- ア. JICA モザンビーク事務所等との打合せに参加し、調査計画について説明を行う。
- イ. モザンビーク側関係機関との協議及び現地調査に参加し、現状を把握する。
- ウ. モザンビークにおける水産行政の概要に関し、以下の情報を収集・分析する。
 - ・ 国家開発計画、水産分野開発計画など上位計画や関連計画
 - ・ 水産関連法規、水産に係る関連機関の組織体制、財政状況、人的資源、業務状況に関連するデータ
 - ・ 水産関連事業（漁業振興、資源管理、養殖、加工・流通促進、IUU 取締り等）の実施状況及びその方策
 - ・ 既存水産統計データ収集体制、データ収集方法の精度及びデータの範囲と質
 - ・ 水産物の衛生基準管理、品質基準管理
 - ・ 水産振興に係る関係機関の人材育成ニーズ
- エ. モザンビークにおける漁業の概況に関し、以下の情報を収集・分析する。
 - ・ 沿岸零細漁業の概況（漁獲量、漁家の概数、主な漁具・漁法、漁獲対象種等）
 - ・ 沖合漁業の実施状況（漁獲量、漁船隻数、外国漁船の入漁状況等）
 - ・ 養殖業の概況（養殖池概数、養殖品目、養殖漁獲量）
 - ・ 漁業者の状況（生活環境、生計状況、漁業に関する社会規範・慣習、男女の作業分担等）
- オ. モザンビークにおける漁業開発の現状を分析し、課題を抽出する。
 - ・ 零細漁民の現状と技術的な課題
 - ・ 漁民の組織化、漁民組合の現状（制度、ルール、組織化率、規模、男女比）と課題、Centro de Pesca（セントロ・デ・ペスカ）の機能と役割
 - ・ 漁船や漁具の流通状況及び形態、構造及び品質
 - ・ 沿岸資源の管理の現状と課題
 - ・ 漁具・漁法の改善の可能性
 - ・ 海面・内水面養殖の導入の現状と課題
- カ. モザンビークにおける水産物バリューチェーンの現状を分析し、課題を抽出する。
 - ・ 国内における水産物供給状況
 - ・ 主な加工産業の現状と加工方法
 - ・ 流通・販売状況と経路、流通・販売方法
 - ・ 水産物の鮮度や品質保持の状況（漁獲・水揚げ時、漁獲方法、流通時、販売時、コールドチェーン等）
 - ・ 国内、国際市場開拓の可能性
- キ. 上記ウ～カの情報をもとに、他業務従事者と共同してモザンビークにおける漁業・水産開発の可能性を検討する。まず、モザンビークにおける漁業・水産開発（漁獲、流通、加工、養殖）可能な地域及び魚種を抽出し、当該地域及び魚種の資源賦存状況を確認する。また、開発計画に係る先方政府の意向を十分聴取した上で、今後のモザンビークに対する協力の可能性及びその範囲等を検討する。併せて同協力の実施における先方負担事項とその実施能力を確認する。
- ク. 現地漁民や普及員、行政官からの情報収集のため、他の業務従事者と共同でワークショップ等を開催し、我が国の水産セクターの現況や水産開発のあり方、我が国の水産協力の事例について紹介し、意見交換を行う。
- ケ. 担当分野に係る現地調査結果を JICA モザンビーク事務所等に報告する。

(3) 国内整理期間（2021年5月上旬）

- ア. 業務完了報告書の作成
調査結果及びモザンビーク側との協議の結果を反映して業務完了報告書（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における報告書は（１）及び（２）の両方とし、体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

（１）調査計画書案（和文、英文）

現地調査で実施する調査内容を関係者と共有するために作成。調査の具体的内容（案）などを記載。

和文２部、英文３部（和文は JICA 経済開発部、JICA モザンビーク事務所、英文はこれらに加えて C/P 機関へ各１部）

（２）業務完了報告書（和文、英文）

全調査結果を記載。2021年4月30日までに JICA 経済開発部に提出し、報告する。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「業務実施契約（単独型）に係る見積書について」を参照願います。

https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/estimate_2020.pdf

留意点は以下のとおり。

（１）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まれます。

航空経路は以下を標準とします。

（航空経路）東京→ドーハ→マプト→ドーハ→東京

10. 特記事項

（１）業務日程／執務環境

①現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、現地調査の派遣期間については、2021年3月上旬～2021年4月中旬の間で提案してください。

②現地での業務体制

本業務従事者は他の業務従事者や JICA 側団員とともに調査団として派遣され、共同で調査を行います。JICA モザンビーク事務所が調査を支援します。

③便宜供与内容

JICA モザンビーク事務所よる便宜供与事項は、以下のとおりです。

ア) 空港送迎：希望に応じてあり

イ) 宿舍手配：希望に応じてあり

ウ) 通訳（日本語⇄ポルトガル語）手配：あり

エ) 車両借上げ：希望に応じてあり

オ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：C/P との初回の協議のみアレンジします。

カ) 執務スペースの提供：なし

（２）参考資料

1) 配布（貸与）資料

①本業務に関する以下の資料を JICA 経済開発部 農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL: 03-5226-3156）にて配布します。

・モザンビーク政府側から提出された協力の優先順位等の資料

②本契約に関する以下の資料を当機構調達・派遣業務部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」

・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受領した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

2) 公開資料（JICA ホームページに掲載）

以下の資料については、JICA ウェブサイトからダウンロード可能。

①「モザンビーク共和国マプト魚市場建設計画準備調査報告書」（国際協力機構、2012年2月）<https://openjicareport.jica.go.jp/pdf/1000019765.pdf>

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAモザンビーク事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。

④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

⑤本業務については新型コロナウイルスの流行の状況やモザンビーク政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関してはJICAと協議の上決定することと致します。

以上